

財団法人 前田一步園財団

一步園ジュニア
自然環境賞規程

一步園ジュニア自然環境賞規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道の自然環境の保全とその適正な利用に関し顕著な業績のあった

※団体に対して財団法人 前田一步園財団（以下「一步園財団」という。）が行う
顕彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

※ 北海道内に拠点を持つ、小中学生を中心とした学校・任意団体等

(顕彰の対象)

第2条 顕彰の対象者及び対象とする活動は、次のとおりとする。

- (1) 小中学生を中心に組織化された活動であること。
- (2) 活動が実践的かつ継続性があるもの。
- (3) 地域に根ざした自然環境保全とその適正な利用に関する活動であること。
- (4) 学校のカリキュラムまたは課外活動などの活動形態は問わない。ただし、特定の企業・団体に付随した営利的な活動でないこと。

(顕彰の方法)

第3条 顕彰は、表彰状と副賞（活動資金）10万円を贈呈する。

(顕彰の期日)

第4条 顕彰の期日は、理事長がその都度別に定める。

(顕彰の決定)

第5条 被顕彰者は、北海道内の自治体、学校等の関係機関、団体の代表者から推薦された候補の中から、一步園財団内に設けられた前田一步園賞審査委員会の選考を経て決定する。

- 2 被顕彰候補者の推薦は、毎年7月末で締切る。なお、推薦書の様式は、別記様式によるものとする。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。